

令和3年度 第2回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

1 日 時：令和3年8月2日（月） 午後1時32分～午後3時15分

2 場 所：TBM長崎ビル地下会議室

3 出席者：公益委員5名 労働者委員代表5名 使用者委員代表4名

4 議 題

- (1) 賃金改定状況調査結果の集計誤りについて
- (2) 参考人意見聴取について
- (3) 中央最低賃金審議会が目安答申について
- (4) 専門部会委員の任命、及び今後の審議日程について
- (5) 長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

5 審議要旨

議題（1）について

賃金改定状況調査結果の集計誤りの内容、その原因、本省での再発防止策と第3回目安小委員会での審議の経過を事務局より説明し、労使各委員に意見を求めた。その結果、「昨年の金額審議に影響はなく、直ちに訂正等を要するものではない」と確認された。

議題（2）について

労働者側から1団体1名（長崎県医療労働組合連合会）、使用者側から1団体1名（長崎商工会議所）を参考人として招聘し、各20分間程度意見陳述及び質疑応答が行われた。

また、一般社団法人長崎県タクシー協会会長の要望書及び長崎県産業労働部長からの要請文書の要旨を事務局より説明した。

議題（3）について

- ・ 事務局より令和3年7月16日付けの中賃目安答申の内容について説明した。
- ・ 使用者側委員からは「中賃で示された明確なエビデンスもない28円の大幅な引上げは到底受け入れられない。」「私どもは決してこれを今後の審議に当たっての参考にすることはできないと強く主張する。」等の発言があった。
- ・ 労働者側委員からは「色々なご意見があるかと思うが、今後専門部会において取り組んでいきたい。」との発言があった。

議題（4）について

- ・ 専門部会委員の任命状況について事務局より説明した。
- ・ 専門部会の廃止の時期については、異議申出にかかる対応が終了した時点とすることが議決された。
- ・ 今後、専門部会で結審となった場合は、速やかに第3回本審が開催できるよう日程調整を行うことを事務局より説明した。

議題（5）について

改正決定の申し出がなされた、「はん用等機械器具製造業最低賃金」、「電子部品等製造業最低賃金」、「船舶等製造業最低賃金」は、いずれも定量的要件を満たしていることを事務局より説明した。

その後、長崎労働局長から審議会会長あて改正決定の必要性の有無について諮問を行った。

使用者側委員から「本年度の審議に当たっては、中賃から示されている目安に対する強烈的な疑念を、使用者側としては持ち合わせており、それをベースとして行う特定最賃の審議は行うことはできない。」旨の発言があった。

議題（6）について

事務局より配布資料の説明を行った。